

タイ民商法典編纂史序説

——不平等条約改正と法典編纂——

西

澤

希久男

目次

序章 はじめに

第一章 不平等条約と法典編纂

第一節 不平等条約に対する認識

第二節 不平等条約締結と司法制度改革

第三節 一八九二年以降の司法制度改革

第四節 保護民問題と法典編纂

第二章 民商法典の編纂過程と外国人顧問の役割

第一節 ジョルジュ・パドゥーの法典編纂方針

第二節 民商法典の編纂過程

第三章 民商法典第一編及び第二編の内容と施行延期の原因

第一節 民商法典第一編及び第二編の内容

第二節 民商法典第一編及び第二編の施行延期・廢止の原因

終 章 まとめ

序 章 はじめに

タイ⁽¹⁾は、日本と共にアジア諸国において歐米列強による植民地化を免れた数少ない国のひとつであり、日本と同様に欧米各国と不平等条約を締結している。両国とも、領事裁判権を認め、関税自主権を放棄する内容の不平等条約を改正するためには、西洋法に基づく法整備を行うことが要求された。

タイの民商法典は一九二三年に総則編及び債務編が公布されたが、施行延期となつた。延期にあたり再審議のために採用された起草方針は、日本民法の翻訳的起草という方法であった。このようにして、第一編総則、第二編債務においては、日本民法典に沿つて起草がなされ⁽²⁾、日本法との関係は非常に深いものである。⁽³⁾さらに、自らの選択によりモデル法を確定した両国の法典整備の歴史を研究することは、現在、アジアの数カ国で進められている法典整備をより充実したものにすることに対しても、何らかの手がかりを提供すると考えられるのである⁽⁴⁾。

本稿では、タイが直面していた不平等条約による領事裁判権制度の変遷を跡付けるとともに、これまで明らかにされてこなかつたタイにおける民商法典の編纂過程を外国人法律家に焦点を当てながら、現行の民商法典第一編及

び第二編が公布されるまでの時期を中心に追求する。使用する資料の性質及び量的な問題から、制度的な側面に焦点をあてて、検討していく。この時期は、外国人法律家が大活躍した「制度確立」の時代であり、日本と同様に、いつたん公布された民商法典第一編及び第二編が、施行延期・廃止となつた問題を含む時期である。法典が何故に施行されることなく、廃止されることになったのか、その理由を検討する。

- (1) 「タイ」という正式国名が採用されたのは、一九三九年のことであるが、本論文では、特に引用する場合を除き、すべて「タイ」に統一して記述する。
- (2) 飯田順三「タイ国における西洋近代法継受に関する基礎的研究」法社会学四二、（一九九〇年）、一〇八頁。
- (3) 日・タイにおける法律面における緊密な関係に着目した業績として、五十川直行「タイ民商法典の比較法的考察／序説」（二）——日本民法典との歴史的関連性』法政研究第六二巻第三—四合併号、（一九九六年）。
- (4) 同旨、大久保泰甫「民法典編纂史のパラダイム転換と今後の課題——法制史学徒の立場から」法律時報七〇巻九号、（一九九八年）、九頁。

第一章 不平等条約と法典編纂

タイは、一八五五年の「バウリング条約」を始めとして、欧米列強との間に領事裁判権の承認、関税自主権の放棄といった内容を含む不平等条約を締結した。だが、この不平等条約改正への動きは遅いものであった。本格的な国内改革が開始するのは、一八九二年からである。不平等条約改正にとって非常に重要な西洋法に基づく法典編纂が本格的に開始されるのは、一八九七年に法典編纂委員会が設立された以降のことである。不平等条約の問題性が深刻に認識されるのも、また同じ時期であった。そこで、本章では、一八九二年を分岐点として、タイが締結した不平等条約の変遷及び司法制度改革の流れを見ていただきたい。

第一節 不平等条約に対する認識

タイは、一八五五年イギリスとの間に「バウリング条約」と呼ばれる友好通商条約を締結した。この条約は、イギリス側全権の香港総督の名前で呼ばれているが、この条約の内容は、王室の独占貿易の廃止、領事裁判権の承認、関税自主権の放棄が主なものであった。タイは、このあと一八五六年にフランス、アメリカ合衆国と同様の条約を締結するとともに、そのあと、デンマーク（一八五八）、リューベック・ブレーメン・ハンブルグ（一八五八）、ポルトガル（一八五九）、オランダ（一八六〇）、オーストリア・ハンガリー（一八六九）、スペイン、ドイツ関税同盟（一八六二）、ベルギー（一八六八）、イタリア（一八六八）、スウェーデン・ノルウェー（一八六八）と

の間にも同様の条約を締結した。このように西洋列強との条約関係を締結する嚆矢となつたのは、「バウリング条約」の締結であるが、条約締結に對してどのような認識を有していたかという問題が存在する。それは、また条約締結後において、タイで行われた国内制度改革の進展の遅さにも影響を与えていたと思われる問題である。日本においては、外圧により締結した不平等条約が明治政府の建国政策に大きな桎梏となつて現れ、条約改正のための法典編纂が急務の課題となつた。それでは、タイにおいては不平等条約に對してどのような認識を有していたのであろうか。

一八五五年条約の締結時の国王であるモンクット王（ラーマ四世、在位一八五一—一八六八年）をはじめとする開国派は、一八五五年以前からイギリスとの条約締結に向けて準備を進めており、あらかじめバウリングと書簡の往復を行い、使節の派遣や受け入れに関して事前の協議を行つていた。⁽¹⁾ 永井史男氏によれば、このような積極的対応は、イギリスからの開国圧力の結果としてではなく、むしろイギリスとの貿易を通じて経済的利益を享受しようとする意図があつたとしている。⁽²⁾ また、本論文において中心的に扱う領事裁判権の問題に関するても、飯島明子氏によれば、前近代のタイ国家が、原理的には人的結合に基づく支配と基礎としていることから考えれば、属人主義的な裁判管轄を意味する領事裁判権はむしろ自然であつたとする。⁽³⁾

締結当初は、あまり問題とならなかつた条約の不平等性も、その後タイの国家建設にとって大きな障害となる。特に領事裁判権の承認は、タイの治安問題とともに、国家建設を進めるタイにとって非常に憂慮すべき問題を発生させた。タイでは、領事裁判とともに、各種の裁判形態が現れた。ここでは、初めて領事裁判権が認められ、その後、数々の条約のモデルとなるものをタイ政府と締結したイギリスと、保護民問題でタイ政府を悩ませたフランスのタイにおける条約の内容を中心に、裁判に關係する部分に限定して述べいくと共に、タイで行われた司法制度改革

について考察する。

論

第二節 不平等条約締結と司法制度改革

第一項 不平等条約締結とその内容

イギリスは一八五五年四月一八日に「バウリング条約」と呼ばれる「暹英友好通商条約」をタイと締結し、そこで、領事裁判権を認めさせた。これ以前に締結された一八二六年六月二〇日の「バーネイ条約」第五条において、イギリス人は、タイ法に従う旨が規定されていた。⁽⁴⁾しかし、「バウリング条約」第一条は、タイ臣民とイギリス臣民との間で民事紛争が生じた場合は、イギリス人領事とタイ人官吏による混合裁判によつて裁判されるるとし、刑事案件の場合は、被告人がイギリス臣民の場合は、イギリス法によりイギリス領事によつて処罰されると、規定した。領事裁判権に関するこの様な規定はすぐに修正を受け、民事事件における混合裁判は廃止された。翌年の一八五六年五月一三日に結ばれた「暹英友好通商条約追加合意」は、第二条において、両当事者及び被告がイギリス臣民であるすべての民事事件は、イギリス領事のみによつて裁判されると規定し、両当事者及び被告がタイ臣民の場合は、タイ当局のみによつて裁判されると規定して、被告人主義を採用した。⁽⁵⁾イギリスはいち早く、混合裁判を廃止し、領事裁判への純化を実現した。

フランスは、一八五六六年八月一五日にはぼ「バウリング条約」と同じ内容の「暹仏友好通商航海条約」を締結した。領事裁判権については、第八条及び第九条において定められている。第八条は、民事事件について規定しており、フランス人とタイ人が当事者の場合は、フランス領事は両者に和解を勧めるが、それがかなわなかつたときは、

フランス領事とタイ人官吏による混合裁判とするとしている。⁽⁷⁾ 刑事事件については、第九条に定められているが、フランス人が被告人の場合、フランスの法律に従い、フランス領事が裁判を行う。⁽⁸⁾ タイ人がフランス人に危害を及ぼしたときは、タイ法が適用される。⁽⁹⁾ フランスの場合、この裁判形態が一部地域を除いて、一九〇四年まで継続する。イギリスが混合裁判の実用性の無さを認識し、すぐに廃止したのに比べて、フランスはイタリアと共にこの制度を長く維持した。

一八七四年には、イギリスとの間に大きな動きが現れた。英領ビルマと国境を接する北部三県（チエンマイ、ラムパーン、ラムプローン）において、裁判管轄の変更を定める旨の条約⁽¹⁰⁾が締結されたのである。その当時、この地域のチーク産業にイギリスが進出し、多数のイギリス臣民がこの地域に移り住み、民事・刑事の紛争が増加するといった事態が生じていた。この条約は、犯罪の抑制と、盜賊團の抑圧を主たる目的としたものであり、タイにおける司法行政が進展したというよりも、前記の目的を達成するために、迅速な対応を探るためであった。⁽¹¹⁾ 一八七四年一月十四日にタイ政府とインド政府間で締結された「チエンマイ条約」の第二条は、盜賊團に対する管轄について規定している。⁽¹²⁾ そこでは、タイの北部三県において強盗を行い、英領ビルマに逃げ込んできた場合、その盜賊がイギリス臣民のときはイギリスが管轄権を有し、タイ臣民の場合はチエンマイに送還すると規定された。イギリス領内で盜賊行為を行つた者が、北部三県に逃げ込んできた場合、逮捕された盜賊がイギリス臣民の場合、ヨーンザレン県のイギリス官吏に引き渡され、シャム臣民の場合は、チエンマイのシャム当局によつて処罰される。ただし、犯行地で逮捕された場合は、国籍に関わらず、その土地の裁判権に服することになった。本条約では犯罪の種類が盜賊行為に限定がされているが、タイに第一審の裁判権が与えられることになった。他方民事事件の場合は、第五条に規定されているが、イギリス臣民が北部三県に居住するタイ臣民を訴えた場合、及びパスポートを所持する英領ビ

ルマからきたイギリス臣民が当事者で、このタイ人裁判官による裁判に服することに同意した場合は、特別に任命されたタイ人裁判官の裁判に服する。同意しなかつた場合は、バンコクのイギリス領事によるか、英領ビルマのヨーザレン県のイギリス人官吏による裁判に服する。英領ビルマから入国し、パスポートを所持していなかつたときは、タイの通常裁判所の裁判に服することとなつた。

この七四年の条約は、八三年条約⁽¹⁴⁾によつて、廃止された。八三年条約では、第八条により、北部三県においては、すべてのイギリス臣民は、タイ人裁判官によって構成される国際裁判所の裁判に服することになつた。⁽¹⁵⁾ 国際裁判所は、イギリス臣民を裁判するために設置された特別裁判所であり、タイ人が裁判官⁽¹⁶⁾となり、タイ法が用いられた。しかし、チエンマイに置かれることになつたイギリス領事および副領事には、裁判に出席する権利や、判事に対しても意見を述べる権利、さらに両当事者及び被告又は被告人がイギリス臣民の場合には、チエンマイ領事裁判に移審することができるといった留保が付されていた。その後適用範囲は拡大され、北部三県から北部一一県に適用されることとなつた。この国際裁判所制度は、その後フランスも利用するようになる。

第二項 初期における司法制度改革

列強との間に不平等条約を締結したラーマ四世の治世には、国内制度改革はあまり進まなかつた。しかし、「近代化の父」と呼ばれ、現在のタイにおいても人民から尊敬を集めているチュラロンコン王（ラーマ五世在位一八六八—一九一九）の時代になると、改革が強力に推進された。しかし、彼が国王となつてすぐに改革が推進されたわけではない。彼が王位についたのは一五歳の時であり、当初は摄政がおかれた。チュラロンコン王が自らイニシアティブをもつて改革を遂行し始めたのは、一八七三年以降、つまり、彼が成年に達して二度目の即位式を行つた以降で

ある。

チュラロンコン王が王位についた当時、シャムにおける司法制度の特徴は、責任の分散といえる。⁽¹⁷⁾ 約三〇の異なる裁判所が、様々な省や局に分散し、裁判管轄が曖昧で、重なり合っていた。チュラロンコン王の最初の試みは、この裁判制度の混乱と不効率をただすことであった。彼は、一八七四年に主要四省における未決事件に判決を下すために、新しい裁判所（rap sang court）を設立した。⁽¹⁸⁾ この裁判所は、犯罪の増加問題を軽減し、大臣が病気で仕事が完了できない首都を援助するために作られたものであったが、これはまた伝統的な裁判所システムへの急進的な挑戦であって、裁判の遅滞、高額化、賄賂をなくすために行われた。

同年、さらに二つの大きな機関を創設した。それは、国政評議会（Council of State）と枢密院（Privy Council）である。チュラロンコン王の説明によれば、これら二つの機関は、人民によりよい安寧を与え、人民を圧迫しているだけの旧慣を根絶し、又、国の進歩・発展を促進するものとしている。⁽¹⁹⁾

国政評議会は、立法機関としての役割を果たし、それを構成するのは、大臣を除く国王によって任命された一一二名の委員、自己の職務に関係するか又は何らかの理由で国王から参加を許可された大臣、又それに加えて国王によって任命された王族六名であった。⁽²⁰⁾ 国王が議長であり、副議長は毎年委員によって選出され、国王の承認を得た。国王が欠席の際は会議を主宰した。

枢密院は、諮詢機関としての役割を果たし、それを構成するのは、王族又は政府官僚の中から国王によって選出された不定数の委員である。国政評議会の規則が、枢密院に対しても適用される。また、如何なる会議においても議長は選出されなければならず、議長は国政評議会の手続に従つて議事を進行する。国王は枢密院の委員の中から、特別委員会を結成でき、その特別委員会は、特別に指定された問題について調査し、そことの成果を文書にして国

王に提出する義務を課せられた。

この二つの機関は改革を実行するために創設されたが、これらの機関の創設は、一方において国王と結びついた若手改革派と、他方において政治的権力が奪われると考えた前摂政と結びついた保守派との対立を惹起した。この対立は日増しに激しくなっていき、一八七四年一二月に「王宮前事件」が発生した。それは、枢密院においてチュラロンコン王派の委員に激しく攻撃されたウイチャイチャン副王（一八三八—一八八五）が、王宮前に私兵を集合させたことに始まる。結局ウイチャイチャン副王は、イギリス領事館に逃げ込んだが、イギリスはこれをタイの内政問題として同副王を援助することをしなかつたので、副王は自己の身分制限を受け入れ、自己の宮殿に戻ることで終結した^{〔21〕}。しかし、この事件のために支払った代償は大きく、事件前の一八ヶ月間に発表され、断行された改革の多くは廃止され、また国政評議会及び枢密院の活動は停止され、司法制度はほぼ一八六八年の状態に戻された^{〔22〕}。この事件によって、チュラロンコン王は性急な改革の不利と危険とを悟り、その後は、王弟たちを教育して将来の人材確保につとめる一方、現状の拙速な変更を注意深く避け、世代が自然交代する時期をねばり強く待つという方針を貫いた^{〔23〕}。この事件により、国内改革は後退せざるを得なかつた。

一八八二年以降、長老派の有力者の死亡・引退によってチュラロンコン王らの改革派の力が増大して改革が進めやすくなつたが、同時に改革を進めざるを得ない外的要因もこの時期に発生した。それは、隣の強国ビルマのアラウンパヤー王朝が、第三次英ビルマ戦争（一八八五—一八八六）によって滅亡したことである。チュラロンコン王は、アラウンパヤー王朝の滅亡を深刻に受け止め、フランスに駐在していたヨーロッパ特命全権公使ブリッサダー親王に、ヨーロッパ勢力に対してもどうに対処すればよいか率直に意見を述べるように、訓令した。ブリッサダーダーン親王は、自分の他一〇名と連名して、一八八五年に「国家体制改革に関する王族及び官僚による建白書」を

上奏した。この文書において、彼らは日本の欧化政策が効果をあげており、日本のように歩めばヨーロッパ諸国もタイに対し敬意を払うだろうとし、また世界に通用する法体制を持つことが、国の安全を守ることであるとして、ヨーロッパの近代的な制度にならって、立憲君主制と議会制度の樹立を建白した。同年三月、バンコクにおいても、陸軍の近代化に尽力したチャムーン・ワイウォーラナートによつて建白書が出され、そこでは日本の「富國強兵」を見習うことを上奏していた。これら二つの建白書に対して、チュラロンコン王は、統一と指導が必要なこの時期に議会制度を導入することは、国家を弱体化させるものであるとし、ただ簡潔に現在必要なものとして、「政治改革」と「近代法の起草者」の二つを挙げた。²⁴⁾しかし、「近代法の起草者」を外国人顧問として受け入れるまでには、しばらくの時間がかかった。また、一八八五年の建白書に影響されたのか、同年チュラロンコン王は、テーウウォン親王に、ヨーロッパ諸国政府の統治機構を研究、報告することを命じた。同親王は、帰国後、内閣制度の創設を進言したが、すぐには実施されなかつた。実際に行政機構の改革が開始したのは、一八九二年のことであつた。

第三節 一八九二年以降の司法制度改革

この一八九二年というものは、タイにおいて総合的な改革が開始された年である。同年、行政機構の大改革が行われ、旧来の六局を省に移行させ、かつ新たに六省を加えて、一二省体制がとられた。その際に司法省も設置された。²⁵⁾そして、同じ布告により、今まで中断していた裁判諸所改革が七つの新しい裁判所の開設によって開始された。一八九二年以降、裁判所の新設・統合が頻繁におこなわれた。再度始まつた裁判所制度改革は、一九〇八年の裁判所構成法により、控訴裁判所、刑事裁判所、民事裁判所、国際裁判所、マジストレート裁判所がバンコクに設置され、

地方には、モントン裁判所、マン裁判所、クエーン裁判所が設置された。最高裁判所を除く裁判所が司法省の下におかれ、一九二二年には最高裁判所も司法省の下に配置された。

裁判所制度改革が開始された一八九二年は、今後タイが改革をしていく上で重要な役割を果たす、ローラン・ジャックマン（一八三五—一九〇二）⁽²⁸⁾がタイ政府の招聘に応じて着任した年である。⁽²⁹⁾ 着任後、ローラン・ジャックマンが進めた司法制度改革でまず挙げられるのは、立法評議会（Legislative Council）の創設である。一八九五年に創設された立法評議会は、一二人の大臣及び国王が任命した評議員よりなり、法律及び命令に関して、討議、決定する機関である。⁽³⁰⁾ 会議は、週に少なくとも一回、王宮で開催され、議決は、国政評議会、枢密院とは異なり、多数決であった。通常、法律は、立法評議会で討議され、国王の裁可を受け、御璽が押され、正式に公布されて初めて効力を有したが、国王不在等の緊急事態の場合には、立法評議会は、国王の裁可無しに法律を公布する権限を有した。

ローラン・ジャックマンは、タイにおいて法制度を整備する際に、日本のことなどを念頭に置いていた。彼は、法律顧問の雇い入れに関する一八九三年一月一五日付の書簡において、日本、エジプト、トルコのようにいくつかのヨーロッパの法律を単に翻訳するのではなく、現存する法律を収集して、それが適用できるかどうか判断し、英領インドの法典化を参考として、収集した法律を修正していくべきだとしている。⁽³¹⁾ 司法顧問として招聘しようとしたベルギー人のスマ・ダロッズへの一八九九年の書簡では、「この時を早めるために、日本が成し遂げたように、国内司法制度と法典化の作業を完成させ、また正義と人間性に反しない限りで旧制度を尊重することによって、日本よりよく行なおうと試みる。」⁽³²⁾ と書いており、ローラン・ジャックマンは、日本が西洋法に基づく法整備によって治外法権の撤廃に成功したことは見習うべきであると考えたが、日本の法整備はヨーロッパの法律の模倣によつて治外法権を

有しており、法整備においては、旧慣をできるだけ尊重したものでなければならぬと考えていた。しかし、彼のこの思想が、法整備にどれだけ活かされたかは、判然としない。

彼は、条約改正のために必要な法制度改訂の中で、各種の単行法令の制定に大きくかかわったが、彼が総務顧問（General Adviser）として在任した期間には、法典は一つも完成しなかった。

第四節 保護民問題と法典編纂

一八九二年以降、タイでは、大々的な改革が行われてきた。当然、それは司法制度改革にも及んでいた。植民地化の危機から脱し、また不平等条約改正のためにも、西洋法に基づく法制度整備は必要であった。そこで、不平等条約改正の必要性をタイ政府に深く認識させた問題があった。それが、保護民問題である。

列強は領事裁判権を有しており、その恩恵は、自国民のみならず、植民地化された国及び保護国化された国の国民にまで及んでいた。つまり、イギリスならば、イギリス領内の中国人、インド人、ビルマ人、ラオ人であり、フランスの場合は、フランス領内のアンナン人、ラオ人、カンボジア人などであった。保護の原則からいえば、当然、自國、植民地、保護国から来た者だけに限られるこの保護が、政策により拡大されて適用されることとなつた。それは、フランスが採用したものであつた。

フランスが保護民登録の拡大をはかるきっかけとなつたのが、一八九六年の英仏宣言である。これにより、チャオプラヤー川流域が緩衝地帯となつた。この宣言により、フランスは、軍事力をもつてタイに圧力をかけることができなくなつた。一八九六年協定の前年に赴任した在タイフランス公使のドゥフランスは、イギリスが経済的にも、

政治的も深くタイに入り込んでおり、大きな影響力を發揮していると感じ、なんとかしてその影響力を減少させて、バランスを取りたいと考えていたが⁽³⁰⁾、武力以外の方法を模索せざるを得なかつた。そこで考案されたのが、保護民登録の拡大政策であつた。

フランスは、在タイ外交代表のいない他国民の利益を既に保護しており、その中には、日本人も含まれていた。⁽³¹⁾中国人もフランスの保護下にあつたが、一二五〇人と非常に少なかつた。⁽³²⁾ ドゥフランスは保護民登録拡大のための対象として中国人を考えていたが、中国人がバンコク内外で約九万人いると見積もつていて⁽³³⁾。その当時のバンコクでは、犯罪の多くに中国人が関与しており、多数の中国人をタイ司法権の外部に立たせるとは、治安上大きな問題となる。フランス公使館が保護民登録をする際の根拠として利用したのが、一八九三年仏暹羅条約付属協定第四条⁽³⁴⁾であった。それは、次のような内容であつた。

「一八九三年条約付属協定第四条

シャム政府は、バンコクのフランス領事またはフランス国境当局者の意思に従い、(メコン川)右岸からきたフランス臣民、アンナン人、ラオ人、及びカンボジア人を何らかの身分で滞在させなければならない。」

つまり、メコン川右岸から渡来してきたことにして、登録したのであつた。ドゥフランスは、保護民登録拡大に伴う経費を、保護民登録料の値上げで賄おうとしていた。⁽³⁵⁾ フランス公使館に登録した者の犯罪に対して、フランスは公正な判決を下さなかつたために、タイ警察も犯罪者がフランス保護民の場合には、逮捕してもそのまま放免するといった事態が生じた。さらに、問題は治安上の問題だけではすまなかつた。裁判を有利にするため、タイ人自身がフランスの保護民として登録するようになつた。また、タイ人の保護民登録は、徵兵などの義務を逃れるために

も利用された。^[40]これは、国家建設を進めるタイ政府に大きな憂慮を与えた。この保護民登録問題は、ドゥフランスが考えたようにタイに対するフランスの領土的野心は失われ、経済的な進出を目指して、和解の道を歩む」とになつた。一八五六年以來混合裁判を続けてきたフランスは、一九〇四年二月一二三日に結ばれた協定によつて、混合裁判所の制度を廃止した。この協定により、刑事事件は、すべてフランスに管轄権があり、民事事件の場合、タイ人がフランス人又はフランス保護民に対して裁判を提起した場合は、フランス領事裁判所に管轄権があり、タイ人が被告の場合は、バンコクに設置される「外国人訴訟のためのシャム裁判所 (Cour Siamois des causes étrangères)」に管轄権がある。^[41]さらに、北部四県（チェンマイ、ラムバーン、ラムプーン、ナーン）においては、フランス所属民 (ressortissants Français) は、国際裁判所の裁判に服した。しかし、フランスにもイギリスと同様の留保が与えられていた。

フランスは、更に進んで、フランス領事館に登録済みのアジア系臣民及び保護民 (asiatiques sujets et protégés français) の第一次裁判権をタイの国際裁判所に返還する旨を定めた条約を一九〇七年三月一二三日に締結した。^[42]これにより、条約締結以後に登録されたアジア系臣民及び保護民は、タイの通常裁判所の裁判に服した。国際裁判所からの上訴は、バンコクの控訴裁判所に対してなされるが、判決には、ヨーロッパ人法律顧問の署名が必要になつた。これにより、ヨーロッパ人法律顧問が裁判過程に公式に参加することになった。この条約で重要なのは、主要法典つまり刑法典、民商法典、刑事訴訟法典、民事訴訟法典、裁判所構成法を公布、施行した後には、国際裁判所からタイの通常裁判所に管轄を移管する旨が定められたことである。^[43]日本との間に一八九八年に締結された条約の付属議定書の中で、主要法典の施行後、一年後に領事裁判権を放棄する旨が規定されていたが、西洋列強の中の一国で

あるフランスによつて、一部とはいゝ、明示的に裁判管轄の移管が規定されたことは、重大な意味を有する。

一九〇七年条約は、刑法典の編纂に影響を与えた。刑法典の編纂は、一八九七年に法典編纂委員会が設立されて、開始されていた。刑法典は、最初に公布された法典であり、また日本人法律家政尾藤吉が深く関与したことでも重要である。

一九〇七年に政尾藤吉は、穗積陳重の勧めにより法理研究会で講演を行うが、その中で、一八九八年に締結されることになる「日暹修好通商航海条約」条約の付属議定書の中において、日本が当分の間タイで領事裁判権を行うことに同意するが、タイが、民法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典、裁判所構成法を完成し、施行後一年間経過したら領事裁判権を撤廃すると規定しており、日本がタイの法典編纂を助ける義務が生じたので、自分が派遣されたと言明している。⁽⁴⁶⁾

一八九七年に法典編纂委員会が設置され、政尾藤吉は、司法大臣、前司法大臣、民事裁判所裁判長、裁判所裁判長、総務顧問ローラン・ジャックマン、ベルギー人司法顧問カーケパトリックらと共に委員に就任した。そこで刑法典の起草を開始したが、刑法典の起草は、政尾一人で行つた。⁽⁴⁷⁾ 一八九八年の七月には草案ができあがり立法評議会に提出したが、一向に討議されなかつた。そこで、一九〇〇年、カーケパトリックの後任として委員に任命されたベルギー人司法顧問のシュレッサーと共に、立法評議会に提出された草案の修正作業に入り、第一五回帝国議会に出された日本の改正刑法典及びイタリア刑法典を主に参考して修正し、一九〇一年に修正案を立法評議会に提出したが、前の草案同様、立法評議会において討議されなかつた。⁽⁴⁸⁾ しかし、この状況を変える事態が生じた。それは、フランスとの間の関係の変化である。フランス・タイの一九〇四年協定の締結後、フランスは、タイに司法顧問として、フランス人を雇い入れるよう要求した。それは、タイにおける政治は、顧問政治であり、フランス

人がまだ一人も入っていないことと、また、フランス保護民である中国人の問題でタイとフランスが争っており、法律顧問としてフランス人が雇用されれば、争いも緩やかになるとフランスが考えたからである。⁽⁴⁹⁾一九〇五年フランス人法律家パドゥーを立法顧問として雇い入れた。彼は一九〇一年に出された刑法典の改正案を調査・検討して、一九〇六年に第三案ともいうべき草案を完成させた。これまでの経験から、立法評議会とは別に刑法のための特別會議を設けて、そこを通過し、国王の裁可を得たならば法律として実施できるように変更し、内務大臣、司法大臣、外務大臣、親王警務大臣をメンバーとする刑法典編纂高等委員会(High Commission for the codification of Criminal Laws)が設置された。しかし、司法大臣が国王に随行してヨーロッパを訪問していたため、この会議に出席することができなかつた。そこで、司法大臣の代理として、まず政尾藤吉が出席し、政尾に引き続いてイギリス人法律顧問ブラックが出席した。⁽⁵⁰⁾

このとき、審議を早める要因が生じた。主要法典つまり、刑法典、民商法典、刑事訴訟法典、民事訴訟法典、裁判所構成法の目的とするところの事件に関して、法典が公布されている場合は、一九〇四年協定以来フランスに認められていた国際裁判所から領事裁判所への移審権が廃止される旨の規定が条約案に盛り込まれていたのである。条約締結の日の一九〇七年三月二三日も、タイ側では刑法典編纂高等委員会を開いて討議していたが、この条約締結に刺激されて、「今晚中に」刑法を通過せることとなり、三月二十四日の深夜に同高等委員会を通過した。⁽⁵¹⁾

この刑法典は、民事訴訟法典、裁判所構成法のような簡略で、暫定的なものではなく、まさに、法典編纂を開始してからの初めての「成果」と言えるものであつた。そして、刑法典の編纂は、その後の法典編纂に数多くの教訓を与えるものであつた。

イギリスも一九〇九年にすべてのイギリス臣民を対象とした条約を締結した。一九〇九年三月一〇日に結ばれた

条約（暹英条約）は、条約締結前に登録してあつたすべてのイギリス臣民に対する第一次裁判権をタイの国際裁判所に移管した。⁽⁵²⁾ さらに、フランスと同様に、主要法典完成後には、国際裁判所からタイ通常裁判所への移管も定められていた。裁判管轄に関する付属議定書には、主要法典の完成により、領事裁判権の移審権を廃止することも定められた。しかし、付属議定書第四条は、ヨーロッパ人法律顧問の裁判への列席について規定している。そこでは、国際裁判所及びタイ通常裁判所において、イギリス臣民が被告（人）のときは、ヨーロッパ人法律顧問が、第一審の裁判に列席するとしている。イギリス生まれ又はイギリスに帰化した者で、先祖がアジア人ではない者が当事者の場合は、第一審にヨーロッパ人法律顧問は裁判官として列席し、かかる者が被告又は被告人の場合には、法律顧問の見解が採用されるとしている。イギリス政府は、アジア系ではないイギリス臣民に対する保護を施すことにぬかりはなかつた。控訴審の判決には、フランスと同様にヨーロッパ人法律家の署名を必要とした（付属議定書第五条）。

以上述べたように、バウリング条約の締結によつて認めた領事裁判権は、少しずつであるが範囲が縮小し、タイが有する裁判権は拡大していった。しかし、これは、タイの法制度が西洋法に基づいて整備されつつあつたといつても、それが主要な原因ではない。列強の既得権となつた領事裁判権の縮小のためには、タイ側で多大な代償が支払われているのである。たとえば、領土の割譲であるとか、土地所有権の承認であるといった経済的恩恵を認めた結果である。⁽⁵³⁾

その後の条約改正は、第一次世界大戦にタイが連合国側に加わつてヨーロッパに派兵し、戦勝国となつたことが、好材料となり、まず一九二〇年のアメリカとの間に締結された条約を皮切りに、移審権のみを認める条約が次々に締結された。領事裁判権の問題は、一九二七年までには、ほぼ解決した。しかし、完全な司法権を獲得するのは、一

九三五年に条約において要求されたすべての法典が完成した後のことであった。

- (1) 永井史男「外圧なき開国（一）——一九世紀シャムにおける近代化の開始に関する一考察——」法学論叢一三五卷1号（一九九四年）、五六頁。
- (2) 永井史男「外圧なき開国（II）——一九世紀シャムにおける近代化の開始に関する一考察——」法学論叢一三六卷1号（一九九五年）、五八頁。
- (3) 飯島明子「タイにおける領事裁判権をめぐって——保護民間問題の所在——」東南アジア研究一四卷1号（一九七六年）、七五頁。
- (4) Treaty and Legal Department, Ministry of Foreign Affairs, *Bilateral Treaties and Agreements between Thailand and Foreign Countries and International Organizations, TREATY SERIES, Volume I: 1617-1859* (Bangkok, 1968), at 25, in English Section. 第五条〔(中略) シャム国を訪れたイギリス臣民は、いかなる事項に關しても、シャム国の制定法に従つて行動しなければならない。〕一八二六年というは、まだイギリスにおいて領事裁判権の取得問題について活発な議論がなされていない時期である。一九二〇年代から東イングランドの特許状廃止問題を契機として、イギリス議会でイギリス裁判所設置に関する議論が開始された。この問題に關しては、三浦徹明『中国におけるイギリス裁判所』の設置問題とアヘン戦争』歴史学研究第四三〇号（一九七六年）に詳しい。
- (5) Treaty and Legal Department, *supra* note 4, at 38. 第二条「シャム臣民及びイギリス臣民において生じたあらゆる紛争は、シャム人官吏と協力して、領事によつて審理され、判決される。刑事案件は、被告人がイギリス臣民の場合は、イギリス法により、領事によつて処罰される。（以下省略）」
- (6) Treaty and Legal Department, *supra* note 4, at 48. 第二条三項及び四項「(略) 両当事者又は被告人がイギリス臣民であるすべての刑事案件は、イギリス領事のみによつて、審理され判決される。両当事者又は被告人がシャム臣民であるすべての刑事案件は、シャム当局のみによつて、審理され判決される。」

- 両当事者又は被告がイギリス臣民であるすべての民事事件は、イギリス領事のみによつて、審理され判决される。両当事者は被告がシャム臣民であるすべての民事事件は、シャム当局のみによつて、審理され判决される。(以下省略)」
- (7) Treaty and Legal Department, *supra* note 4, at 72. 第八条一項「長期又は一時的にシャム王国に居住するフランス人がシャム人に對して述べるべく不平原因または請求があるときは、かかる者はまずフランス領事に對して苦情を申立て、フランス領事は、かかる事件を調査した後、友好的に解决するためには、かかる不平を聞き、友好的な解决をするために努める。同様に、シャム人が、フランス人に不平を唱えるときは、フランス領事はかかる事件を調査した後、衡平に従つて判决を下す。」
- (8) Treaty and Legal Department, *supra* note 4, at 73. 第九条前段「フランス人は、彼等がシャム王国内において犯したすべての重罪又は軽罪を抑圧するために、フランス法に下に等しくおかれる。犯人は、シャム当局によつて追跡逮捕され、フランス領事の請求により、かかる犯人はフランス領事に引き渡され、フランス法に従つて处罚される。」
- (9) *Id.* 第九条後段「もしシャム人がフランス人に対し重罪又は軽罪を犯したならば、その者はシャム当局によつて逮捕され、かかる国の法律によつて处罚される。」
- (10) 正式名称は、"Treaty between the Governments of Siam and India, for promoting Commercial Intercourse between British Burma and the adjoining Territories of Chiangmai, Lakon, and Lampponchi, belonging to Siam."である。
- (11) P.W. THORNLEY, THE HISTORY OF A TRANSITION (Bangkok, 1923), at 120, 121.
- (12) Treaty and Legal Department, Ministry of Foreign Affairs, *Bilateral Treaties and Agreements between Thailand and Foreign Countries and International Organizations, TREATY SERIES, Volume II: 1870-1919* (Bangkok, 1969), at 40 in English Section. 第11条「チエノマイ、ラムペー、ラムパーの地域において盜賊行為を行つた者が、イギリス領に渡つてもいたい、イギリス当局および警察はそれらの者を逮捕するためには最善を尽くす。逮捕された盗賊がシャム臣民の場合、かかる者はチエノマイのシャム当局に引き渡される。」

イギリス臣民の場合、かかる者はヨーンザレン県のイギリス官吏によつて処罰される。

イギリス領内で盜賊行為を行つた者が、チエンマイ、ラムバーン、ランプーン地域に渡つてしまだとき、シャム当局はそれらの者を逮捕するために最善を尽くす。逮捕された盜賊がイギリス臣民の場合、かかる者はヨーンザレン県のイギリス官吏に引き渡される。シャム臣民の場合、かかる者はチエンマイのシャム当局によつて処罰される。

本条約第四条に定められている旅券を所有するか否にかかわらず、イギリス又はシャム領において盜賊行為を行い、犯罪地において逮捕された者は、国籍にかかわらず、現地裁判所による審理・判決をうける。」（以下省略。）

(13) Treaty and Legal Department, *supra* note 12, at 41. 第五条〔略。〕^(a) シャム国王は以下の管轄を有する裁判官を任命する。⁽¹⁾ チェンマイ、ラムバーン、ランプーンに居住するシャム臣民に対するイギリス臣民の請求を調査し、判決する。⁽²⁾ 英領ビルマからチエンマイ、ラムバーン、ランプーンに渡つてきた者で、第四条に定められた旅券を所持しているイギリス臣民に対するシャム臣民の請求を調査し、判決する。但し、かかるイギリス臣民がかかる裁判所の管轄に同意した場合に限る。

(b) 英領ビルマからチエンマイ、ラムバーン、ランプーンに渡つてきた者で、第四条に定められた旅券を所持しているイギリス臣民に対するシャム臣民の請求は、かかるイギリス臣民が前号で任命されたチエンマイの裁判官の裁判に服することに同意しなかつた場合には、バンコクのイギリス領事又はヨーンザレン県のイギリス官吏によつて調査・判決される。

(c) 英領ビルマからチエンマイ、ラムバーン、ランプーンに渡つてきた者で、第四条に定められた旅券を所持していないイギリス臣民に対するシャム臣民の請求は、現地の通常裁判所によつて調査・判決される。」

(14) 正式名称は、"Treaty between His Majesty the King of Siam and Her Majesty the Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the Prevention of Crime in the Territories of Chiangmai, Lakon, and Lampoonchi, and for the Promotion of Commerce between British Burma and the Territories aforesaid." である。

(15) Treaty and Legal Department, *supra* note 12, at 88. 第八条一項「シャム国王は、一人又は複数の者を以下に掲げる目的のために、

- チエハマイに受命裁判官を任命する。かかる裁判官は、本条約の定められる制限及び条項に従い、チエハマイ、ラムバーン、ラマーハンにおける生じたイギリス臣民間またはイギリス臣民が当事者であるすべての事件をシャム法によって裁判する管轄権を有する。(以下省略)」
- (16) 國際裁判所の判事には、結果としてチエハマイ巡回裁判所の判事が就任した。Luang Nathabanja, *Extra-territoriality in Siam*, (Bangkok, 1924), at 255.
- (17) ENGEL, LAW AND KINGSHIP IN THAILAND DURING THE REIGN OF KING CHULALONGKORN, Michigan Papers on South and Southeast Asia 9 (Michigan, 1975), at 60.
- (18) ENGEL, *supra* note 17, at 63.
- (19) ENGEL, *supra* note 17, at 33.
- (20) 国政評議会、枢密院の職権は Engel, *supra* note 17 を参照。
- (21) WYATT, THAILAND: A SHORT HISTORY (Chiang Mai, 1984), at 193.
- (22) WYATT, *supra* note 21, at 194.
- (23) 石井米雄「歴史的背景」総部回譯・石井米雄編『ゆくと知りたいタイ 第1版』(弘文堂、一九九五年)、二九頁。
- (24) WYATT, *supra* note 21, at 199.
- (25) ENGEL, *supra* note 17, at 67. 七つの裁判所とは、(1)国王控訴裁判所、(2)人民控訴裁判所、(3)可罰犯罪裁判所(Court for Punishable Offences)、(4)ペー・カヤーム裁判所(民事裁判所)、(5)ペーングラーン裁判所(民事裁判所)、(6)サンペーク裁判所(租税・相続裁判所)、(7)国際裁判所である。(5)と(6)の違いは、監督組織の相違による。
- (26) ローハン・ジャックマへの経歴については、WALTER E.J. TIPS, GUSTAVE ROLIN-JAQUEMYS (CHAO PHRAYA APHAI RAJA) AND THE BELGIAN ADVISERS IN SIAM (1892-1902): AN OVERVIEW OF LITTLE-KNOWN DOCUMENTS CONCERNING THE CHAKRI REFORMATION ERA

- (Bangkok, 1992) を参照。
- (27) 立法評議会の概要については、Engel, *supra* note 17, at 43-48 を参照⁵⁰。
- (28) WALTER E.J. TIPS, GUSTAVE ROLIN-JAEQUEMINS AND THE MAKING OF MODERN SIAM: THE DIARIES AND LETTERS OF KING CHUALONGKORN'S GENERAL ADVISER (Bangkok, 1996), at 237. しかし、実際に英領イングランドで行われた法典化というものは、イギリス法の法典化といふべきやうのである。水田氏によれば、刑法典においては、正当防衛、贈收賄、礼拝所その他神聖な物の破壊又は冒犯、拷問、誘拐、強姦、脅迫に関する犯罪に関して、インドでの諸条件、諸制度、国民性、宗教、慣習に考慮して作成された。水田義雄「十九世紀印度法典化の顛末」早稻田法学[二三]卷一・二(一九五八年)六七、六八頁。
- (29) TIPS, *supra* note 26, at 206, 207.
- (30) PATRICK TUCK, THE FRENCH WOLF AND THE SIAMESE LAMB: THE FRENCH THREAT TO SIAMESE INDEPENDENCE 1858-1907, (Bangkok, 1995), at 172.
- (31) 飯田順三『日・タイ条約関係の史的展開過程に関する研究』アジア研究所叢刊第七輯、(創価大学アジア研究所、一九九八年)、四七頁。
- (32) TUCK, *supra* note 30, at 179. 正確な年代は判明しないが、文章の記述から見て、一八九六年当時の統計と思われる。
- (33) *Id.*
- (34) 飯島前掲(3)論文、七三一八八頁。
- (35) この条約は、暹羅事件の結果締結されたものである。暹羅事件とは、一八九三年七月一二日、フランスの砲艦二隻がチヤオプラヤー川の河口から来たばかりバンコクのフランス領事館前に停泊し、メコン川東岸のタイ領ラオスの割譲を迫った事件である。吉川利治「シャム危機」石井米雄・吉川利治編『タイの事典』(同朋社出版、一九九三年)、一五一頁。
- (36) Treaty and Legal Department, *supra* note 12, at 145.

- (37) TUCK, *supra* note 30, at 180.
- (38) Oratip Tessiri, *Land Holding in Thailand from 1901 to 1932: A Case Study of Monthon krungthep* (MA Thesis, Chulalongkorn University, Bangkok, 1981), at 58. (in Thai).
- (39) *Id.*
- (40) 村嶋英治『アーハ——独立タイ王国の立憲革命』現代アジアの肖像九（岩波書店、一九九六年）'四二一頁。
- (41) Treaty and Legal Department, *supra* note 12, at 188. 第二二一条一項及び二項「すべてのフランス人及び保護民が例外なく今後従つ裁判管轄に関して、両政府は以下に掲げる規定をもつて代替わせることに合意した。
- 一 刑事事件に関して、フランス人またはフランス保護民は、フランス司法当局の裁判権のみに服する。
- 二 民事事件に関して、フランス人またはフランス保護民に対してシャム人から提起された訴訟は、フランス領事裁判所が管轄を有する。
- (42) Treaty and Legal Department, *supra* note 12, at 189. 第二二三条三項「但し、チエンマイ、ラムパーン、ラムプーン及びナンにおいて、フランス所屬民に関するすべての民事及び刑事訴訟は、シャム国際裁判所が管轄権を有する。」
- (43) Treaty and Legal Department, *supra* note 12, at 202. 第五条一項及び二項「一九〇四年一月一日協定の第二一条（保護民の認定に関する規定：引用者注）の適用を受けて、本条約締結後フランス領事館に登録したすべてのアジア系臣民及び保護民は、シャム通常裁判所の裁判に服すべし。」
- 一九〇四年一月二日協定第二一条によつて設置されたシャム国際裁判所は、シャム王国全体において、同協定第一〇条（保護民名簿に関する規定：引用者注）及び第二一条の条項が対象とし、かつ在シャムフランス領事館に現在登録しているすべてのアジア系臣民及び保護民に対する裁判管轄権を有する。」

- (44) 一九〇七年裁判管轄に関する議定書第五条一項「控訴判決には、一人のマーロッパ人判事の署名がなされなければならない。」
Treaty and Legal Department, *supra* note 12, at 208. マーロッパ人法律顧問は控訴裁判所第一部に所属し、イギリス人、フランス人、ベルギー人の三人で構成するのを慣行としていた。P.W. Thornely, *supra* note 11, at 161.
- (45) Treaty and Legal Department, *supra* note 12, at 202. 第五条二項「シャムにおいて法典（刑法典、民商法典、訴訟法典、裁判所構成法）が公布、施行された後、この制度は廃止され、国際裁判所の管轄は、シャムの通常裁判所に移管される。」
- (46) 政尾「暹羅の新刑法に就て」法学協会雑誌「五卷」一號（一九〇八年）、一六二四頁。
- (47) 政尾前掲(46)論文、一六一四、一六一五頁。
- (48) 政尾前掲(46)論文、一六一五、一六一六頁。
- (49) 政尾前掲(46)論文、一六一八、一六一九頁。
- (50) GEORGES PADOUX, CODE PENAL DU ROYAUME DE SIAM, VERSION FRANÇAISE AVEC UNE INTRODUCTION ET DES NOTES, Collection des Principaux Codes Etrangers (Paris, 1909), at XIX.
- (51) 政尾前掲(46)論文、一六一五頁。
- (52) Treaty and Legal Department, *supra* note 12, at 218. 第五条「一八八三年九月三日条約第八条に基づいて設置されたシャム国際裁判所の裁判管轄は、本条約に付属する裁判管轄に関する議定書に規定されている条件の下に、本条約の締結以前にイギリス領事館に登録されたすべてのイギリス臣民に拡張される。」
シャムにおいて法典、すなわち刑法典、民事・商事法典、訴訟法典、裁判所構成法が公布、施行された後に、この制度は廃止され、国際裁判所の管轄権は、シャム通常裁判所に移管される。
シャム王国におけるその他すべてのイギリス臣民は、裁判管轄に関する議定書に定められている条件の下に、シャム通常裁判所の管轄に服する。」

(53) Treaty and Legal Department, *supra* note 12, at 223. 第二条「国際裁判所における移審権は、一八八三年九月三日条約第八条の規定に従つて行使する」ことである。

法典又は法律のテクストがバンコクにあるイギリス領事館に伝達されるとすぐに、公布された法典又は法律が規定対象とするすべての事件に対する移審権の公使は停止される。(以下省略)」

(54) *ibid.* 第四条一項及び二項「国際裁判所又はシャム通常裁判所にかかるわらず、イギリス臣民が被告又は被告人であるすべての事件において、ヨーロッパ人法律顧問が、第一審裁判において列席する。」

イギリス生まれ又はイギリスに帰化した臣民で先祖がアジア人ではない者が当事者となるすべての事件において、ヨーロッパ人法律顧問が第一審において裁判官として列席し、かかるイギリス臣民が被告又は被告人の場合は、ヨーロッパ人法律顧問の意見が優先する。」

(55) 村嶋前掲⁴⁰論文、四二一四六頁。

第二章 民商法典の編纂過程と外国人顧問の役割

刑法典の編纂後、法典編纂の中で最も重要である民商法典の編纂が開始された。タイの法典編纂において、外国人法律顧問の役割が非常に大きいが、民商法典の編纂においては、フランス人法律家の役割が大きい。民商法典の準備草案作成にかかわった外国人は、すべてフランス人である。刑法典の起草に大きく関わった日本人司法顧問の政尾藤吉は、民商法典の編纂においては、準備草案修正のための委員会に所属していた。一九〇八年に法典編纂委

員会が設立された後は、法典編纂の中心はこの委員会であり、そのメンバーに含まれなかつた政尾は、草案修正の討議において、フランス人起草者たちと激しい議論を戦わしたという事実はあるが、立法作業の側面においては、一九〇八年以前ほどには影響は大きくなかつたと考えられる。彼のタイにおける司法顧問としての役割を考える上で、一九〇八年というのは重要な分岐点であり、そこで分けて考える必要がある。

民商法典の編纂過程は、外国人顧問の観点から見ると大きく二期に分けることができる。まず第一の時期は、ジョルジュ・パドゥー（Georges Padoux）が中心の時期である。この時期は更に、一九〇七年から八年までの彼一人で編纂が進められた期間と、一九〇八年から彼がタイを去る一九一四年までの期間に分けることができる。第二期は、ルネ・ギヨン（René Guyon）を中心とした一九一六年から一九二三年までの時期である。第三期は、法律起草局が設立された以降の時期で、タイ人法律家の活躍が目立つようになった時期である。

本章では、制度確立の時代であり、重大な問題を引き起こした一九二三年以前の時期を中心として、法典編纂手続を確立したジョルジュ・パドゥーの法典編纂に対する思想を概観しつつ、タイにおける法典編纂の流れを追つていきたい。

第一節 ジョルジュ・パドゥーの法典編纂方針

一九〇八年に法典編纂委員会が設立されて以来、その責任者といふべき立法顧問に就任したのは、パドゥー、デルストーン（L.P. Delestree）、ギヨンの三名であるが、法典編纂に際しての方針を詳しく述べているのは、パドゥーだけである。以下では、彼の法典編纂方針を詳述する。

まだ法典編纂委員会が設立される以前の一九〇七年四月一〇日付のメモで、立法顧問ジヨルジユ・パドゥーは一九〇七年のフランス・タイの間の条約を挙げて、法典編纂による不平等条約の改正（領事裁判権の撤廃）について述べている。⁽¹⁾彼は一九〇八年一月九日付の文書においても、法典を完成させることは日本の領事裁判権とフランスの国際裁判所を終了させることになり、ヨーロッパ人に対する裁判権の回復もまた、将来の法典編纂に大きく拠つていると述べている。前述のとおり、一八九八年の日暹修好通商航海条約は、付属議定書に初めて主要五法典、即ち刑法典、刑事訴訟法典、民法典（婚姻、相続法は除く）、民事訴訟法典、裁判所構成法の施行後一年までという限度でタイ政府は日本に対して領事裁判権を認めていた。つまり、これらの法典の施行後一年を経過すれば、日本は領事裁判権を失うことになる。この後、さまざまな条約で明示的に、法典編纂後の領事裁判権の部分的若しくは全面的撤廃が規定されるようになつた。一九〇七年の時点では、このような内容を持つ条約は、日本とフランスのみであつたため、パドゥーは、これら二つの条約を念頭において法典編纂作業を行おうとしていた。

彼は、法典編纂を次のように定義した。法典編纂とは、「普通の人が自己の義務及び権利（duties and rights）を容易に気付くことができるよう、現地法（local law）をはつきりとした、定義された形になおし、すべての不一致及び時代遅れ又は使用されていないものすべてを取り除き、多数の規則、判例、コメントを数百の条文の形に切り詰めることである」としている。⁽³⁾実際彼は、準備草案を作成する前に、既存の民事事件に関する法律及び最高裁判所の判決の要約を作成することが必要であるとし、そのための要員として、フランス人法律家レヴェスクを書記官として雇い入れ、この作業に充てている。

彼の法典編纂の中で特徴的なのは、スイス法を非常に高く評価している点である。彼は、フランス法に関して、法理論については何ら述べていないが、「フランス民法の編別は、間違いなく時代遅れで論理的でないと考えられる」⁽⁵⁾

と述べている。他方、ドイツ法に関しては、「(フランス法に較べて・引用者注)より体系的であるが、非常に複雑であり、通常のタイ人判事では、多分その差異のいくつかを理解できないであろう」と考えていた。パドゥーはドイツ法に関してこのような意見を有していたが、彼はドイツ法の理論をスイス法を経由することによって摂取しようと考へた。彼は、スイス債務法について、「ドイツ法の方針に非常によく似ており、かつ法律家よりもビジネスマンのために起草したと思われる」とし、このスイス債務法は委員会の法典編纂委員会を大いに助けた⁽⁷⁾と述べている。その他、スイスで大いに成功したのと同じ方式を用いて、あまり難しくないところからはじめて、もつとも難しい部分の起草を行うとしている。パドゥーのスイス法に対する評価は非常に高いものがあり、スイス法に対する欠点を記した部分を Juridical Council に保管されている一連の起草資料の中から見つけることはできなかつた。タイは、民商統一法典を選択するのであるが、その明確な理由が判明しない。前述の一九〇七年四月一〇日付けのメモには、「どのような章構成にするかはシャム政府の選択に拠るであろうし、原理的には民事と商事を区別するかしないかに拠っている」と述べているが、一般的な法典編纂に含まれなければならないものとして「民商法典 (A Civil and Commercial Code)」を挙げているところから、パドゥーはこの時点ですでに民商統一法典を念頭に置いていたと思われる。しかし、民商統一形式で法典を作成することを正式に決定したのがいつなのかははつきりとしない。

第二節 民商法典の編纂過程

一九〇七年からパドゥーはすでに一人で民商法典の編纂作業を開始しているが、翌年には、法典編纂委員会が設立される。この委員会は、六つのグループで構成される。⁽¹¹⁾第一グループは、内務大臣、司法大臣、外務大臣、宮廷

大臣によるもので、その任務・権限は、実際に起草するグループの活動方針を決定することである。第二グループは、外国人法律家とタイ人法律家によつて構成されるグループで、第一グループの定めた方針に従つて実際に起草することが任務である。外国人法律家は、政尾藤吉、ウイリアム・ティレク (William Tilleke, セイロン人)、スキナー・ターナー (Skinner Turner, イギリス人)、ジョルジュ・パドゥー (Georges Padoux, フランス人) である。第三グループは、草案をフランス語に翻訳する事を担当するもので、フランス人法律家によつて構成される。第四グループは、草案を英語に翻訳することを担当し、イギリス人法律家によつて構成される。第五グループは、草案がタイの判例の方針に一致しているかを検討する任務を有しており、タイ人裁判官及び法律家によつて構成される。第六、グループは、タイ人法律家によつて構成されるもので、国王の署名を受けるために、国王陛下に奏上する前に最終的なチェックをするグループである。しかし、このグループ分けに対し、ダムロン親王から反対意見が出され、彼は第六グループを廃止し、且つ第三、第四グループの統合を提案した。^[12]ダムロン親王の提案に対し、司法大臣チヤルーンは、後者には賛成したが、前者の提案に関しては、作業が滞るとして反対した。なぜなら、第一グループの委員は、すべて大臣であり、通常の職務があるので、草案の詳細な検討をする時間的な余裕はなく、また法律の専門家ではないために法律的知識に欠けるので問題があり、もしタイ人委員が検討しなかつたら外国人法律家は自分なりに作成してしまうという理由を挙げた。^[13]結局、この方式は、事実上廃止となり、チヤルーンとパドゥーが法典編纂の中心人物となつた。一九〇八年にはフランス人を委員とした法典編纂委員会 (Code Commission) が組織される。その委員会はフランス人のパドゥー、モンシャルヴィーユ、リヴィエール、ギヨンで構成された。^[14]これ以降、準備草案の作成については、外国人としてはフランス人のみが担当することになる。この委員会の任務は、民商法典、刑事訴訟法典、民事訴訟法典、裁判所構成法の編纂であつた。^[15]

次に編別に関しては、パドゥーは当初、以下の案を考えていた。⁽¹⁶⁾

序 編 総則 (General Provisions)

第一編 人 (Persons)

第二編 物權 (Real Rights)

第三編 債務 (Obligations)

第四編 相続・遺言 (Inheritance-Wills)

第五編 國際私法 (Provisions of Private International Law)

以上の諸編のうち、まず第三編の債務から起草を行う」とになった。債務編の起草はすでに、パドゥーが、起草委員を雇用するためにフランスに渡った一九〇八年から開始されている。第三編に関する部分の英語による準備草案一〇一五条は、一九一〇年一〇月には印刷を終えており、修正委員会 (Revising Committee) による検討を待つだけになっていた。⁽¹⁷⁾ 修正委員会において、債務に関する草案は、一九一一年一月一〇日から審議が開始された。⁽¹⁸⁾ この委員会は、司法大臣チャルーンを委員長、その他タイ人法律家三名、イギリス人最高裁判事ターナー、日本人司法顧問政尾藤吉、立法顧問パドゥーを構成員としていた。この第三編のついに、第一編・人事編に関する準備草案起草の作業が開始され、一九一二年五月までには完成しており、この草案の修正審議のために、前記修正委員会の委員とは一部異なる委員を任命して、修正委員会が組織された。

民商法典編纂において中心的な役割を果たしてきたパドゥーは、一九一四年にその職を辞して、中華民国に移つた。彼がタイを去った後、タイ政府はパドゥーの復帰を望んでいたが、それを果たすこととはできなかつた。しかし、

彼は中華民国から文書により、数々の問題に対し意見を述べていた。彼がいなくなつた後の一九一六年に、法典編纂委員会は再編された。この再編に関しては、パドゥーの後任であるデルストレの下で、法典編纂作業が思つたように進展しなかつたことにある。この再編の特徴は、法典編纂委員会の中に前記の修正委員会の役割を吸収したことである。その結果、タイ人法律家がフランス人法律家と同じ割合で委員となつた。しかし、法典編纂委員会内にギヨンを委員長としたフランス人委員だけで構成される草案起草委員会（Commission of Redaction）を組織し、草案起草委員会が準備草案作成を担当した。⁽²⁰⁾ つまり、再編前の法典編纂委員会と同じ役割を果たしたのである。再編後の法典編纂委員会は、修正に関して最終判断をする委員会として機能した。⁽²¹⁾ その他の委員会として、法律の起草の際に使用される専門用語を検討する委員会も設立された。⁽²²⁾

修正委員会において、新たに項目が加えられることもあつた。例えば、動産先取特権についてである。一九一六年一〇月二六日の修正委員会において、先取特権が議題となつていたが、タイ人委員は、不動産の売主に先取特権を認めることに賛成すると共に、動産の売主に先取特権がないことに対する強く反対した。⁽²³⁾ フランス人法律家たちは、動産の売主に先取特権を認めないのは、最初に起草したときから意図していたことであり、またパドゥーは、動産の売主だけでなく不動産の売主にも先取特権を認めることに反対していると加えた。ギヨンは、本法典には、他の救済策が存在するので、動産の売主に先取特権を認めるることは、あまり大きな利益ではないと説明し、またレヴィスクは、競売において、あまり価値がつかず問題になるだろうと指摘している。⁽²⁴⁾ 討議の後、タイ人法律家は、不動産の売主に先取特権を省くことはできないとし、また動産の売主の先取特権に関して、外国に立法例があり、タイの法典にそれを導入しない重要な理由があるわけではないとして、結局動産売主に対しても先取特権が認められる様になつた。⁽²⁵⁾ タイ人法律家も、フランス人法律家の草案に対して、沈黙を守つてゐるわけではなかつた。

修正委員会における議論は、民商法典の構成にも影響を与えていた。一九二一年から一九二三年にかけての人事編における婚姻形態（一夫一婦制か一夫多妻制のどちらを採用するか）に関する議論の結果、家族法に関しては起草を後回しにする」とになった。²⁸この結果、第一編では、自然人及び法人を扱うことになった。この第一編は、一九二三年には「総則編」として公布されるのだが、いつから名称が「総則編」と変更されたのか、判明しない。一九一八年一一月段階では、名称は依然として「人事編」であった。²⁹また、修正委員会上での要求か否かははつきりしないが、タイ人委員から抵当権を債務編へ追加するか、または先取特権、質権、買戻し権付売買を債務編から削除するかの二案が提示された事実があり、結果として抵当権は債務編に加えられた。

一九一九年以降における民商法典の編纂過程について、本論文で利用していく“Office of the Juridical Council, Codification des Lois Siamaises: Notes et Correspondance”には、この時期以降の資料があまり多くない。それゆえ、債務編を契約各則に関する規定を分離して、一九二三年に公布した理由が判然としない。また、翻訳作業の実態も明らかになっていない。一九一九年以降の過程を詳細に検討するためには、やらない資料の発掘が必要である。

英語からタイ語への翻訳を終えて、一九二二年六月一五日に、最終的な審議が、民商法典高等修正委員会（High Revising Committee for the Civil and Commercial Code）の設立によって開始された。民商法典高等修正委員会の主な任務は、法律用語の作成・修正であった。その会議には、法典編纂委員会のタイ人委員が、両委員会の間の連絡係として、交替で会議に出席し、連携をとりながら、検討を続けていった。

民商法典第一編及び第二編の公布を目前として、法典編纂を担当してきた法典編纂委員会の職務の範囲が拡張された。一九二二年一〇月一七日の布告により、これまでの法典編纂委員会が格上げされて、法律起草局（Department of Legislation）となつた。法律起草局設立の目的は、布告の前文によると、数多くの立法がなされる中で、その統一

性が求められるため、法典、法律、規則、慣行の削除、収集、起草、翻訳、修正を系統的に行うための中心組織を創設することである。⁽³¹⁾ その当時において、法律を作成する委員会は数多くあつたが、その間の連携がうまくいっていなかつたようである。またフランスから、法律の改革において、法律起草局を設けて行うことことが要求された。⁽³²⁾ 新しく設立された法律起草局は、法典編纂だけでなく、タイの各種法令の作成を統括する機関となつた。

そしてついに、パドゥーによる作業が始まられてから一六年後の一九二三年一月二六日に、民商法典第一編総則及び第二編債務が公布された。施行は、周知期間と修正期間の意味合いを含めて、約一年後の一九二五年一月一日からであつた。一九二五年一月一日には、第三編契約各則が公布された。しかし、本来この日に施行されるはずであった第一編及び第二編は、第三編を公布する布告によつて、一九二六年一月一日まで施行が延期されることになつた。そして、一度公布された民商法典第一編及び第二編は、結局施行されることなく廃止された。

」⁽³³⁾ のような紆余曲折を経ながら、最終的に民商法典全編が公布されるのは、一九三五年のことであつた。この年は、領事裁判権撤廃のために制定を要求されていたすべての法典が完成した年であつた。パドゥーは当初の計画では、アシスタンントを三人使用することで、すべての法典の制定を五年で完了させるつもりであつたが、実際には、当初予想の五倍以上もの年月を費やした。

(1) *Office of the Juridical Council, Codification des Lois Siamoises, Notes et Correspondance, Avril 1907 - Juillet 1910 "Ac. 261"*, at 15. 原文訳は、「シャム・フランス間で締結された先ほどの条約に定められている規定の結果、フランス所属民への裁判権全体を撤廃するには、いくつかの法典の公布が要求されているので、シャム政府はできるだけ早く法典編纂作業を完成したいと考えていると私は理解している。」本資料の紹介として、飯田順三「民商法典成立小史①」海外法律情報、ジュリスト一一四一号（一九九八

- 年）一六八頁⁹、がある。Juridical Council（現在の Council of State）は、法典編纂に関する資料を保存している。本論文では、その中で、メモや書簡を集めた Codification des Lois Siamoisess; Notes et Correspondance を利用する。これは、一九〇七年から一九一七年までの二四〇〇頁にわねよど、タイにおける法典編纂について研究する上で、非常に重要な資料である。
- (2) Office of the Juridical Council, *supra* note 1, at 66. 原文訳は、「その上、簡潔で明解な法典を公布すべき」とよりシャム人が得られる大いなる利益は、条約の効果により、日本人並びにフランスアジア系臣民及び保護民に対する完全な裁判権であり、これは、日本の領事裁判権及びフランスの国際裁判所制度の廃止を意味する。ヨーロッパ人に対する裁判権移行の成功もまた大きく将来の法典編纂に扱つてゐる。」
- (3) Office of the Juridical Council, *supra* note 1, at 76.
- (4) Office of the Juridical Council, *supra* note 1, at 21. 原文訳は、「債務編又は民法典の他の部分の單なる準備草案の起草を始める前に、様々なハヤムの法律及び民事事件を扱つた最高裁判所の判決の抜粋又は要約を作成することが絶対に必要である。」
- (5) Office of the Juridical Council, *supra* note 1, at 118. しかし、杉山直次郎によれば、パンクー等フランス人側は大体においてはイノベーション方式に固執したといつてゐる。杉山直次郎「暹羅法の進歩と故政尾藤吉博士の功績」政尾隆一郎編『政尾藤吉追悼録』（一九二一年）、四五頁。
- Id.*
- Office of the Juridical Council, *Codification des Lois Siamoisess; Notes et Correspondance, Aout 1910-Mars 1912 "Ac 26/1 2"*, at 45.
- Office of the Juridical Council, *supra* note 1, at 41.
- Office of the Juridical Council, *supra* note 1, at 18.
- Office of the Juridical Council, *supra* note 1, at 15.
- Patchain Piemsomboon, *The Legal Reform of Thailand from A.D. 1868-1935*, M.A.Thesis, Department of History, Chulalongkorn University,

(Bangkok, 1974), at 96, 97. (in Thai).

- (12) Chanchai Sawaengsak et all, *Ithiphon khong Fransei nai Kanpatirup Koomai*, in 300 PI KHWAMSAMPHAN THAI-FRANSET, (Pakwichai Prawatisat Khana Manutiyasai Mahawityalai Ramkannhaeng, Kruntip, 1984), at 293.
- (13) Chanchai Sawaengsak et all, *supra* note 12, at 293, 294.
- (14) むの従業員の如きは公職者やくび、やくびに選ばれた人々が選出職員は云うべの事だ。 | されば、姓のみつか、
并置した。 Thawii Thokammong, *Rauinguan kaan Prachumrang Pramun kommuaphaeng lae Bantuk Prakoop*, Bot Bunthit Vol.20 No.1 (1962), footnote 9 in a 89.
- (15) Georges Padox (at s.2450-2456), Moncharville (2451-2454), René Guyon (2451-), Rivière (2450-2453), Segnitz (2455-2458), de Lafourcade (2456-2462), Delestreté (2457-2459), Charles L'Evesque (2450-) (たゞ一、彼の甥（ねぎや）、（アキラ）日本九年（セイシキニ）年（ノドリヤ）九月三十日（トシミツヒ）従事（トウジン）），Rémy de Planterose (2463-), René Cazeau (2465-).
- (16) Thawii Thokammong, *supra* note 14, at 88.
- (17) Office of the Juridical Council, *supra* note 1, at 195, 199.
- (18) Office of the Juridical Council, *supra* note 7, at 113.
- (19) Office of the Juridical Council, *supra* note 7, at 240.
- (20) Office of the Juridical Council, *supra* note 19, at 154.
- (21) *Id.*
- (22) Thawii Thokammong, *supra* note 14, at 90.
- (23) Office of the Juridical Council, *Codification des Lois Siamoises: Notes et Correspondance*, Vol. VI, 1916-1919, at 4.
- Office of the Juridical Council, *supra* note 19, at 37.

- (24) *Id.*
- (25) *Id.*
- (26) *Id.*
- (27) 家族法についての議論に際しては、飯田順二「タイ法の近代化——婚姻法をめぐる——」湯浅道男・小池正行・大塚滋編『法人類学の地平』アジア法叢書一六（成文堂、一九九一年）及び井上靖雄「タイ国に於ける旧家族法の近代化に関する若干の主たる特徴」比較法政第一号（一九七〇年）を参照。
- (28) Office of the Juridical Council, *supra* note 19, at 178.
- (29) Office of the Juridical Council, *supra* note 19, at 34.
- (30) Thawii Thokammong, *supra* note 14, at 90., Office of the Juridical Council, *Codification des Lois Siamoises: Notes et Correspondance 1925 à 1930*, at 254.
- (31) Office of the Juridical Council, *Codification des lois Siamoises: Notes et Correspondance Vol. IX, 1923-1924, "AC 26/9 10"*, at 138.
- (32) Chanchai Sawaengsak et al., *supra* note 12, at 302.
- (33) Office of the Juridical Council, *supra* note 1, at 68.

第三章 民商法典第一編及び第二編の内容と施行延期の原因

民商法典第一編（総則）及び第二編（債務）は、一九三三年一月一六日に公布されたが、施行されることなく、一九二五年一月一日に公布された新法典によつて取つて代わられた。この施行延期・廢止の結果新たに作成された民商法典は、日本法の影響を色濃く受けたものになつた。そこで、本章においては、公布された第一編及び第二編がどのような内容を有するかを概観した後、施行延期・廢止された原因について検討していきたい。

第一節 民商法典第一編総則及び第二編債務の内容

第一項 民商法典第一編総則及び第二編債務の構成

一九二三年に公布された民商法典第一編及び第二編（一九二五年に公布されたものと区別するために今後、一九二三年法と称する。一九二五年に公布されたものは、一九二五年法と称する。）は、全四五二条からなる。構成を一九一五年法と比較すると以下の通りである。

一九二三年法

緒則

第一編 総則

第一章 定義	第一章 総則
第二章 法律の適用	第二章 人
第三章 文書の解釈規定	第一節 自然人
第四章 期間	第二節 法人
第五章 自然人	第三章 物
第六章 法人	第四章 法律行為
第七章 物	第一節 総則
	第二節 意思表示
	第三節 無効及び取消し得る行為
	第四節 条件及び始期又は終期
	第五節 期間
	第六節 時効
第二編 債務	第二編 債務
第一部 債務の発生	第一章 総則
第一章 契約	第一節 債務の目的
第二章 事務管理	第二節 債務の効力
第三章 不当利得	第三節 複数の債務者及び債権者
第四章 不法行為	第四節 債権譲渡

第五節 債務の消滅

第二章 契約

第二部 債務の種類

第一章 条件付債務

第二章 期限付債務

第三章 選択付債務

第四章 複数の債務者及び債権者

第三部 債務の移転

第一章 総則

第二章 権利の譲渡

第三章 義務の引受

第四部 債務の効力

第一章 総則

第二章 債務の履行

第三章 債務の不履行

第四章 債務者の権利

第五部 債務者の財産上における債権者の権利

第一章 通常債権者及び優先債権者の権利

第二章 債権者の債務者訴権行使権

第一節 契約の成立

第二節 契約の効力

第三節 手付及び約定違約金

第四節 契約の解除

第五章 事務管理

第六章 不當利得

第七章 不法行為

第三章 詐害行為取消権

第六部 債務の消滅

第一章 弁済

第二章 免除

第三章 相殺

第四章 混同

第五章 時効

一九二三年法は、債務の発生、種類、効果、消滅というように、債務の観点から構成され、また不当利得、不法行為を債務の発生の部に挿入しているところからスイス債務法の形式に類似する。しかし、スイス法とは異なり、事務管理を債務の発生の部に含めている。一九二五年法は、日本法をモデルとして作成されたのであるが、規定されている項目は、一九二三年法のものを受け継いでいる。つまり、日本において物権編に規定されている留置権・先取特権が、第二編第一章第二節債務の効力の中に規定されている。また、タイにおいては第三編において契約各則を規定することになっていたので、債務編においては、債権総論、事務管理、不当利得、不法行為に関する規定のみが規定されていたが、一九二五年法においても、その構成は引き継がれた。

パドゥーは起草を始める際、ドイツの法律行為論に関して、それは優れた理論であるが、刑法典を翻訳した際に直面した困難さから判断して、それらをタイ語に翻訳するのは、困難であろうと述べていた。それでは、一九二三年法においては、どのように規定されたのか見ていくことにする。

第二項 民商法典第一編及び第二編（一九二三年法）における法律行為（ないし合意）についての規定

一九二三年法は、第二編第一部第一章において契約について規定している。そこでは「契約は一個又は一個以上の債務を発生する一人又は二人以上の間における意思表示の合致とする」（第一〇六条）と定義している。第二節契約の効力において、取消し得る及び無効となる契約について規定している。取消得る契約は能力または同意に関する条項に合致しない契約（第一〇七条）であり、無効となるのは目的に関する条項に合致しない契約（第一〇九条）及び、契約の完備に関して法律が規定しているその他の条件に合致しない契約（第一〇九条）と定めている。取消に該当するのが、フランス法における相対的無効であり、無効に該当するのが、絶対的無効である。

取消し得る契約における合意に関する条項に合致しない契約とは、瑕疵ある合意の場合である。そこには、錯誤（第一三四、一三五条）、詐欺（第一三三六、一三七条）、強迫（第一三三八～一四〇条）が含まれる。強迫に関して「訴訟的行為は強迫にあたらない」（第一四〇条）と規定されている。これは、強迫手段の違法性に関連して設けられた規定である。また、第一四一条は、「裁判所は、錯誤、詐欺又は強迫の有無を決定する際に当事者の年齢、性、社会的地位及び周囲の状況を慎重に考慮する」と規定している。この規定は、一九二五年法においても、第一四一条に受け継がれている。

契約が無効となるのは、契約の目的が不能、法律違反、公の秩序または人体若くは財産の安全に反する場合である（第一五一条）。第一〇九条の事例は、第一編及び第二編には現れていない。その他、第一章契約には、申込及び承諾、追認に関する規定が存在する。また、第一編第三章第一三三条には、文書の意義に疑義があるときは、裁判所はその文字または表示の文理よりも実際の意思によると規定し、意思表示における内心の優位性について、明文化している。

これらの規定を見ると、ドイツ法的な規定ではなく、フランス法の影響を大きく受けていると言える。パドゥーが明言していたように、ドイツ法の導入は行われなかつた。しかし、一九二五年法は、日本法の直接的な影響を受け、ドイツ法を採用した。まさに、フランス法からドイツ法への転換⁽²⁾といえるであろう。

第二節 民商法典第一編及び第二編の施行延期・修正

タイにおいても日本と同様に、一度公布された民商法典が施行延期、修正されるという経緯を辿っている。日本においては、「法典論争」として有名なこの事件は、法学派の対立、政治的な対立など、さまざまな原因が存在した。他方、タイでの施行延期には、どのような原因が存在したのであらうか。タイにおいては、長い起草作業の後、一九二五年一月一日に施行予定の民商法典第一編総則及び第二編債務が、一九二三年一一月二六日に公布された。施行まで一年あまりの期間は、法曹実務家たちの反応を見る修正期間であつたが、一九二五年一月一日に公布された民商法典第三編契約各則に付属した布告において、一九二六年一月まで施行が延期されることになった。しかし第一編及び第二編は、その後一度も施行されることなく、結局廃止されることとなつた。飯田順三氏は廃止になつた理由は明確ではないとしながら、「(同)二編がタイ人法曹家にとって理解しにくいものであり、又フランス人法律顧問達の起草作業の速度がタイ政府の期待するものと隔たりがあつた為、タイ人委員から司法大臣へ起草方針の変更が意見された経緯がある。」と述べている。民商法典部分の最終的な修正会議、つまり高等委員会における会議の中で、当該法典が分かり難く、また欠缺の部分があることが既に指摘されていたが、フランスに対する考慮を優先させて、そのまま公布することになつた経緯があつた。⁽⁴⁾また、タイでは、一八九七年に司法省に法律学校が設立

されるのであるが、そこではイギリス法が教授されていた。これまで、イギリス法を教育されていたタイ人裁判官にとつて、ドイツ、スイス、フランス、日本の法典を参考して作成された法典を理解することは困難であったと予想される。民商法典の起草に参加していたタイ人法律家プラヤー・マーナワ・ラーチャセーウィーは、自己の経験からドイツ法は理解できるが、フランス法は理解できず、また更にフランス人法律家はオリジナルなものを作成したために全く理解できなかつたと述べている⁽⁵⁾。法典の内容が延期・廃止の一因であるといえるであろう。

それ以上に注目されるのは、一九二三年に公布された同二編に対し、当時の在タイイギリス公使が、公布後間もない同年一二月五日付の書簡で、タイ側に抗議をしたことである。すなわち、イギリス公使グレッグは、この書簡の中で、タイ制定法または手続が存在しないときは、特に商事事件において、タイの裁判所は状況が許す限りイギリス制定法又は判例によつて裁判するという内容を有する暹英条約付属書（一九〇九年締結）に言及して、新法典がタイで商業活動を行つてゐるイギリスの会社の利害関係に対し、きわめて重要な影響をもたらすことになんがみて、前もつて草案をイギリス公使館に提出しなかつたことを残念に思ひざるを得ないと述べて、外務省に抗議した⁽⁶⁾。イギリスにとつてみれば、それまで法源として大きな影響力を有していたイギリス法からの転換の確定を意味する民商法典は、在タイのイギリス商人に対して、予期しない影響を与えることは必至であるため、このような抗議をしたものと考へられる。この抗議に対し、国際法学者であり、当時のタイ外務省顧問セイヤーは外務大臣代理トライツト・プラバンへの一九二四年一月三一日付の書簡の中で、イギリス公使の書簡を引用しながら、今後の法典編纂の方針を提案している。それは、ドイツが草案を公表して様々な意見を聞き入れて内容を改善していくた例と、タイの刑事訴訟法典がイギリス人のクロスピーブの示唆により改善された例の二つを挙げて、民商法典についても草案を前もつて公表して、意見を聞くべきだという内容のものであつた⁽⁷⁾。これに対し、立法顧問のギヨンは、

ドイツとタイでは状況が異なること、またタイにおける法典編纂の方針は、国王が、もつともふさわしい人物を選んで、国王による署名の前に最終的な作業を行っている上に、公布から施行まで期間をおいているのは、利害関係を有する者からの要望があつた場合に、合理的な修正を行うことができるようにするためであるとして、セイヤーの考えに反対した。⁽⁸⁾ また、外務大臣テーワウォン親王とアメリカ人総務顧問ウエスティンガードが、すべての公使館に対して公布の前に公式に草案を開陳するによつて数多くの詳細な反対を受けることになり、その結果編纂作業が遅れ、かつ過度の困難を伴うであろうとの意見を有していたことを彼は引き合いにも出した。⁽⁹⁾ この問題は、結局、公布以前に草案を公表し、それに対する意見を収集する手続を採用することとで決着した。この方針がいつ決定したのかは判明しないが、一九二五年一月一日の民商法典第三編の公布布告には、第一編及び第二編の施行延期が定められているところから、それまでには、すでに確定していたものと思われる。

以上の事実から、民商法典の施行延期にあたつては、イギリスによる抗議が大きな影響を与えたのではないかと考えられる。すでに施行延期の方針が決定していたと考えられる一九二五年一月一日に第三編を公布した意味は、その当時において、第三編が規定している契約各則（商法を含む）が緊急に必要とされていたためではないかと考えられる。実際、第三編は、後に廃止されることになるが、前二編とは異なり、施行が延期されずに、短期間ではあるが施行された実績があるからである。第三編の施行後においても、イギリス公使グレッグは法典に対する意見書を提出している。⁽¹⁰⁾ この意見書に対して、タイ側は回答の書簡を送つている。回答書の中で、イギリス側の修正提案に同意している条項は、買戻し権付売買、賃貸借、抵当権、代理、質、会社、保険などの多岐の分野にわたつていたが、一九二九年一月一日に新たに公布された第三編において、それらの修正提案が結果として採用されている。修正の多くは、語句の修正であつたが、イギリスにとってみれば、自国民に影響を与える新しい法典に対して、何ら

かの意見を提示する機会を得ることが重要であった。

イギリス公使の抗議を受けた外務省からの要請により立法手続を変更するという事は、まさにその当時のタイが西洋列強に対しておかれていた状況と法典編纂の意味を如実に表してくるのではないかと思われる。

- (1) 一九二三〇年法に章別については、山口武訳『暹羅民商法』（南洋協會新嘉坡商品陳列館、一九一四年）、一九二五年法の章別については、谷川久監修、荻原明人・南波佐久男訳『タイの契約法』アジア経済研究所経済協力調査資料第三三一號、（アジア経済研究所、一九七一年）を参考とした。
- (2) Preedee Kasemsup, *Reception of Law in Thailand - A Buddhist Society*, in ASIAN INDIGENOUS LAW (Masaji Chiba ed., London, 1986), at 293.
- (3) 飯田順三「タイ国における西洋近代法継承に関する基礎的研究」法社会学四二号（一九九〇年）－〇八頁。
- (4) Chanchai Sawaengsak et al., *Ithiphton khong Fransai noi Kampaitup Koomai*, in, 300 PI KHWAMSA MPHAN THAI-FRANSET (Pakwichai Prawatisat Khana Manuyasat Mahawiyalai Ramkamhaeng ed, Krungthep, 1984), at 307, 308.
- (5) Phakwicha Nititsukusa Thang Sangkom Prayaiae Prawatisat, *Bunhuk Kamsamphan Phrayamanvoratsevi*, (Krungthep, 1980), at 3-9.
- (6) Office of the Juridical Council, *Codification des Lois Siamoises: Notes et Correspondance*, Vol.IX, 1923-1924, at 210.
- (7) Office of the Juridical Council, *supra* note 6, at 249.
- (8) Office of the Juridical Council, *supra* note 6, at 263-64.
- (9) Office of the Juridical Council, *supra* note 6, at 232.
- (10) Office of the Juridical Council, *Memorandum of the British legation and of the legislative Committee re: Civil and Commercial code Book III*, at 7-44.
- (11) Office of the Juridical Council, *supra* note 10, at 47-85.

終 章 まとめ

本稿では、民商法典の編纂について、担当した外国人法律家ジョルジュ・パドゥーの法典編纂に対する考え方につれてるとともに、編纂過程を追つてみた。彼は、スイスで行われた編纂方式を非常に重視していた。一九〇八年に法典編纂委員会が設立された以降、主要法典の編纂に関しては、フランス人法律家の独壇場となつた。フランス人法律家が中心になつたことにより、民商法典の編纂においては、当然のことく大陸法に基づいて行われた。これは、それまでタイにおいて法源として重要な位置を占めてきたイギリス法からの転換を意味する。そこで、イギリスは、新しい法典が自国民に重大な影響を与えることから、タイ政府に対して、最終草案を前もつて公表しなかつたことに対して、抗議を行つた。この抗議というものが、公布された民商法典第一編及び第二編の施行延期・廃止に繋がつた大きな原因であると考えられる。

一九二三年法の廃止後、日本民法典を下敷きとして、再起草が行われた。日本法を採用した理由として、タイ人起草者が日本法はドイツ法を簡略化したものであるという認識を有していたこと⁽¹⁾、また不平等条約改正を果たしていいる日本法をモデルとすることは、何らかの抗議に対する抗弁として利用できるという、イギリス人のシモンズの提案⁽²⁾があつたことがあげられるであろう。日本民法典それ自身に対する高い評価があつて、モデル法とされた訳ではなかつたと言えよう。

一九二五年に新たに公布された法律は、法律行為の制度を採用するなど、ドイツ的色彩の濃いものになつた。また一九二三年法には規定されてなかつた妻の行為無能力、比較法的に特徴的な性格を有する危険負担の債権者主義

(一九二三年法は債務者主義を採用。第三三五六条)、注文者の不法行為責任の規定は、日本法の影響である。他方、先取特権、債権者代位権、詐害行為取消権、強制履行などフランス法的規定が一九二三年法の時から存続していることも見逃すことはできない。また、一九二九年に新法が起草される第三編契約各則に関してであるが、旧法と新法の章別を比較してみると、第一章会社、第一節株式会社、第三項株式会社の管理の中に規定されている「配当及び利益分配 (Dividends and Interests)」が「配当と準備金」に変更された以外、項目内容、順序共に同一であった。さらに各項目に割り当てられている条文数も同一であった。劇的に変化したと考えられていた第一編及び第二編部分においても連続性が見られると共に、第三編においても連続性が見られるのではないかと考えられる。一九三一年には、第四編財産が公布され、一九三五年には第五編親族、第六編相続が公布され、民商法典の編纂は完成した。本稿の考察は、使用した資料の性質及び量的な問題から、編纂作業の制度的な側面を中心として部分的な考察となつていて。現時点において、タイ民商法典が有する内容の詳細な検討は依然として行われていない。今後は、各論的な検討を行っていきたい。そのためには、さらなる資料の発掘が必要となる。

不平等条約改正のための法典編纂を経験したという点で、日本とタイの間には共通点がある。また、一度公布した法典が施行延期・廃止されるという経験まで共有している。だが、不平等条約に対する認識、地理的要因、政治体制、国内改革の性質等、両国間においては確実に異なる要素がある。タイにおいては、列強から軍事的なものと共に、保護民創出といった非軍事的な圧力を受けていた。その圧力は法典編纂に際しても加えられた。法律の内容自体はもとより、組織形態についてまで、変更の圧力が加わっていた。またタイはそれを拒否するどころか、受け入れざるを得ない状況に置かれていたことは、日本と異なる点である。法典編纂において選択的継受を行ったといえ、その中には「強制」という要素も入り混じるのである。外見上よく似た要素も多い経験の中にも、明らかに

相違点が存在する。至極当然の、ソシであるが、ソの意識を明確に有しなければ、今後日タイ法の比較研究は進化せてもいい」とができないであらう。ソれはまた、現在アジア諸国で行われている法典編纂作業について考えていく上でもあてはまるであらう。

(1) Phakwicha Nititsukusa Thang Sangkorn Pratya lae Prawatisat, *Banthuk Kamsamphan Phrayamamworsewi*, (Krungthep, 1980), at 4.

(2) Chanchai Sawangsak et al., *Ithiphon khong Franiset nai Kampaitipup Kommai*, in 300 P. KHWAMSAMPHAN THAI-FRANSET, (Pakwichai Prawatisat Khana Manutayat Mahawiyalai Ramkanhaeng ed., Krungthep, 1984), at 304.

(3) 危険負担、注文者の不法行為責任について指摘する所のソレにて、五十川直行「タイ民商法典に及ぼした日本民法典の影響——比較アジア民事法研究の展望」比較法研究五七、一九九六年、一一七頁、同「特定物売買における危険負担(一)——明治前期民事研究(一)——」法政研究六〇卷一号、(一九九二年)、一一一頁。

* 本稿は、一九九八年一二月一一日に脱稿した。